平成２３年（フ）第５９号
広島県福山市多治米町１丁目17番11号、旧住所岡山県倉敷市連島町連島3124番地８
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６号
佐賀県唐津市新興町2893番地１　プレジデント新興206号
債務者　松永由紀子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２４号
千葉県松戸市千駄堀1500番地の13　平和マンション105号
債務者　駒井　秀隆
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５号
千葉県松戸市千駄堀1500番地の13　平和マンション105号
債務者　駒井　真紀
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１７号
千葉県柏市あかね町８番11号　メゾンクレール102号
債務者　田中　美行
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２３号
千葉県柏市高田1065番地５　第二ジーエスハイツ201号
債務者　大森　　陽
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３２号
千葉県我孫子市台田３丁目20番22号　102号
債務者　葛西　孝二
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５９号
千葉県松戸市五香２丁目25番地の21　ハイツ小山201号
債務者　小野　貞子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７１号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1334番地の４
債務者　米澤　友美（旧姓笹）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２９号
北九州市八幡西区則松２丁目４番９―212号
債務者　白坂　全治
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７９号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　366号棟301号室
債務者　大庭　幸代
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２号
北九州市八幡西区日吉台２丁目12番33―201号
債務者　河野　卓美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３４号
青森市金沢４丁目15番22号、住民票上の住所青森市大字新城字平岡128番地30
債務者　砂田　和可
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
静岡県磐田市一色153番地、住民票上の住所静岡県掛川市下垂木1788番地の８
債務者　鈴木　康之
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
静岡県浜松市中区和合町311番地の37
債務者　山本　敦子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅31号棟25号室
債務者　菊地　　弘
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係